

## 国立大学法人高知大学再雇用職員就業規則

平成16年4月1日  
規則第25号

最終改正 令和5年3月24日規則第113号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）に勤務する再雇用職員の就業に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 対象者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 就業規則第3条第1項に規定する職員又は国立大学法人高知大学定年前再雇用短時間勤務職員就業規則（以下「定年前再雇用短時間勤務職員就業規則」という。）に規定する定年前再雇用短時間勤務職員であつて、再雇用する年度の前年度に定年又は定年前再雇用の雇用期間満了（以下「定年等」という。）により退職した者（定年等により退職した後に引き続き本学で再雇用職員以外の職員として雇用された後、当該雇用の終了により退職した者で、第7条に定める上限年齢に満たない者を含む。）
- (2) 本学以外を定年等により退職した者のうち、次に定める者（以下「課長登用者等」という。）
  - イ 本学の職員から中国・四国地区の国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「国立大学法人等」という。）の課長級職員に登用された者
  - ロ 削除
  - ハ 学長の要請で本学の施設系技術職員から中国・四国地区の国立大学法人等の職員となった者
  - ニ 削除
- (3) 前号に定める課長登用者等で、他の国立大学法人等を定年等により退職し、当該国立大学法人等で再雇用された後、再雇用の終了により退職した者で、第7条に定める上限年齢に満たない者
- (4) 前2号に定める者以外の者で、本学又は法人化前の高知大学、統合前の高知大学及び高知医科大学（以下「法人化前の高知大学等」という。）に採用された者（他の国立

大学法人等、他の国立学校等又は文部科学省（省庁統合前の文部省を含む。）の職員から引き続き本学又は法人化前の高知大学等の職員となった者を除く。）で、次のいずれかに該当する者のうち、再雇用する年度の前年度に他の国立大学法人等を定年等により退職した者（当該国立大学法人等で再雇用された後、再雇用の終了により退職した者で、第7条に定める上限年齢に満たない者を含む。）

イ 他の国立大学法人等の職員となり課長級職員に登用された者

ロ 削除

ハ 文部科学省（省庁統合前の文部省を含む。）の職員となり課長級職員に登用された者

(5) 国立大学法人高知大学有期雇用職員就業規則の一部を改正する規則（令和4年規則第113号）附則第4項に規定する者

(6) 国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤職員就業規則」という。）の一部を改正する規則（令和4年規則第113号）附則第3項に規定する者

(7) 定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第7条に規定する者

2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号に定める者は、再雇用の対象とはならない。

(1) 就業規則第21条及び第22条第1項に該当する者

(2) 非常勤職員就業規則第14条及び第15条に該当する者

（再雇用の種別）

第3条 再雇用は、勤務時間により、次の2つの区分により雇用する。

(1) フルタイム勤務者 勤務時間が1週間につき38時間45分の者

(2) 短時間勤務者 勤務時間が1週間につき38時間45分未満の者。ただし、職種が、教務補佐員、事務補佐員、技術補佐員、医療補佐員、技能補佐員、労務補佐員及び保育補助員（以下「補佐員」という。）のものに限る。なお、大学教員（助手（再雇用大学教員）を除く。）及び附属学校教員については、非常勤職員就業規則に規定する非常勤講師として雇用し、勤務時間は担当授業に係る時間数とする。

2 再雇用職員の職種及び職名は、別表1のとおりとする。

（再雇用の方法）

第4条 再雇用は、第2条に規定する対象者が、定年等により退職（第2条第1項第3号及び第4号に定める他の国立大学法人等における再雇用の終了による退職を含む。第8条において同じ。）後、引き続き再雇用を希望する場合に、1年を超えない範囲内の期間

(3月31日までの期間に限る。第6条において同じ。)を定めて行うものとする。

2 前項の再雇用を希望する者は、本学が行う再雇用に係る意向調査において、その旨を申し出るものとする。

(試用期間)

第5条 再雇用職員には、試用期間は設けないものとする。

(雇用期間の更新等)

第6条 第4条第1項の雇用期間又はこの項の規定により更新された雇用期間は、1年を超えない範囲内で次条に定める上限まで更新することができる。

2 前項の雇用期間の更新を希望する者は、本学が行う再雇用に係る意向調査において、その旨を申し出るものとする。

(再雇用の上限年齢)

第7条 第4条及び前条に定める雇用期間の上限は、65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

(年次有給休暇の承継)

第8条 定年等による退職に引き続き再雇用職員となった者の採用時における年次有給休暇は、当該退職時における未使用の日数及び時間とする。

2 第6条により雇用期間が更新された場合の年次有給休暇は、当該更新された日の前日における未使用の日数及び時間とする。

(その他の勤務時間・休暇等)

第9条 再雇用職員(補佐員を除く。)の勤務時間、休日、超過勤務、深夜及び休日等の勤務及び休暇(以下「勤務時間等」という。)は、就業規則を準用し、補佐員の勤務時間等については、非常勤職員就業規則を準用する。

2 第3条第2号に定める短時間勤務者の1週間ごとの勤務日及び勤務時間については、当該再雇用職員ごとに定める。

(給与)

第10条 再雇用職員の給与に関する事項については、国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則に定める。

(退職手当)

第11条 再雇用職員には、退職手当は支給しない。

(懲戒)

第 12 条 再雇用職員の定年等により退職となった日までの引き続き職員としての在職期間中の行為が、就業規則第 64 条に定める懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。

(就業規則の準用)

第 13 条 再雇用職員（補佐員を除く。）には、本規則の定めるもののほか、就業規則（第 3 条（定義及び適用範囲）、第 5 条（採用）、第 7 条（採用時の提出書類）、第 8 条（試用期間）、第 9 条（昇任）、第 10 条の 2（管理監督職勤務上限年齢による降任）、第 10 条の 3（管理監督職への昇任等の制限）、第 10 条の 4（管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への昇任等の制限の特例）、第 12 条（赴任）、第 19 条（定年による退職）、第 20 条（定年退職者等の再雇用）、第 20 条の 2（定年前再雇用）、第 27 条（給与）及び第 73 条（退職手当）を除く。）を準用し、補佐員は、非常勤職員就業規則（第 2 条（非常勤職員の定義）、第 6 条（採用）、第 7 条（雇用期間等）、第 10 条（試用期間）、第 20 条（給与）及び第 57 条（退職手当）を除く。）を準用する。

(その他)

第 14 条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 26 日規則第 50 号）

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 11 日規則第 90 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 95 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 26 日規則第 55 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日規則第 96 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 8 日規則第 66 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 10 日規則第 27 号）

この規則は、平成 25 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日規則第 105 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 18 日規則第 40 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日規則第 84 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 17 日規則第 7 号）

この規則は、令和 2 年 9 月 17 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 17 日規則第 78 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 31 日規則第 74 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日規則第 113 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第3条関係)

職 種	職 名	適用本給表	備 考
大学教員	教授 (再雇用大学教員)	教育職 (一)	
	准教授 (再雇用大学教員)		
	講師 (再雇用大学教員)		
	助教 (再雇用大学教員)		
	助手 (再雇用大学教員)		
附属学校教員	副校長 (再雇用附属学校教員)	教育職 (二)	附属特別支援学校教員
	主幹教諭 (再雇用附属学校教員)		
	教諭 (再雇用附属学校教員)		
	副校長 (再雇用附属学校教員)	教育職 (三)	附属幼稚園教員 附属小学校教員 附属中学校教員
	副園長 (再雇用附属学校教員)		
	主幹教諭 (再雇用附属学校教員)		
教諭 (再雇用附属学校教員)			
事務職員	主任 (再雇用職員)	一般職 (一)	
技術職員	主任 (再雇用職員)	一般職 (一)	
	教室系技術職員 (再雇用職員)		
医療職員	薬剤師 (再雇用職員)	医療職 (二)	
	診療放射線技師 (再雇用職員)		
	栄養士 (再雇用職員)		
	臨床検査技師 (再雇用職員)		
	理学療法士 (再雇用職員)		
	作業療法士 (再雇用職員)		
	言語聴覚士 (再雇用職員)		
	歯科衛生士 (再雇用職員)		
	歯科技工士 (再雇用職員)		
	臨床工学技士 (再雇用職員)		
	視能訓練士 (再雇用職員)		
	医療技術職員 (再雇用職員)		
	公認心理師 (再雇用職員)		
	臨床心理士 (再雇用職員)		
	認定遺伝カウンセラー (再雇用職員)		
	看護師 (再雇用職員)	医療職 (三)	
	助産師 (再雇用職員)		
	衛生管理者 (再雇用職員)		
教務補佐員	教務補佐員 (再雇用職員)	教育職 (一)	
事務補佐員	事務補佐員 (再雇用職員)	一般職 (一)	
	事務補佐員 (病棟クラーク) (再雇用職員)		
	事務補佐員 (外来クラーク) (再雇用職員)		
	事務補佐員 (診療情報管理士) (再雇用職員)		
	事務補佐員 (医療秘書) (再雇用職員)		
技術補佐員	技術補佐員 (再雇用職員)	一般職 (一)	
	技術補佐員 (実習助手) (再雇用職員)		
	技術補佐員 (動物飼育員) (再雇用職員)	一般職 (二)	
医療補佐員	医療補佐員 (医療ソーシャルワーカー) (再雇用職員)	一般職 (一)	
	医療補佐員 (再雇用職員)	一般職 (二)	
	医療補佐員 (看護助手) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (薬剤助手) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (検査助手) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (医療機器操作 (運転) 員) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (医療技術補助員) (再雇用職員)		

	員)		
	医療補佐員 (薬剤師) (再雇用職員)	医療職 (二)	
	医療補佐員 (診療放射線技師) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (栄養士) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (臨床検査技師) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (理学療法士) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (作業療法士) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (言語聴覚士) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (歯科衛生士) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (歯科技工士) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (臨床工学技士) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (視能訓練士) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (公認心理師) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (臨床心理士) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (医療技術職員) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (認定遺伝カウンセラー) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (看護師) (再雇用職員)		医療職 (三)
	医療補佐員 (助産師) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (准看護師) (再雇用職員)		
	医療補佐員 (衛生管理者) (再雇用職員)		
技能補佐員	技能補佐員 (自動車運転手) (再雇用職員)	一般職 (二)	
	技能補佐員 (調理師) (再雇用職員)		
	技能補佐員 (実験助手) (再雇用職員)		
	技能補佐員 (ボイラ技士) (再雇用職員)		
	技能補佐員 (機械操作員) (再雇用職員)		
労務補佐員	労務補佐員 (用務員) (再雇用職員)	一般職 (二)	
保育補助員	保育補助員 (再雇用職員)	教育職 (三)	